

令和元年第4回玉城町議会臨時会会議録

招集年月日 令和元年10月4日（金）

招集の場所 玉城町議会本会議場

開 議 令和元年10月4日（金）（午前9時00分）

出席議員 1番 津田久美子 2番 小林 豊 3番 北 守
4番 福田 泰生 5番 谷口 和也 6番 中西 友子
7番 前川さおり 8番 渡邊 昌行 9番 坪井 信義
10番 奥川 直人 11番 山路 善己 12番 風口 尚
13番 山口 和宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	東 博明	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	藤川 健	産業振興課長	西野 公啓	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進課長	里中 和樹	防災対策室長	山口 成人
生活環境室長	見並 智俊	地域共生室長	奥野 良子		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 川口 文香 同 書 記 尾中 亮太

提出議案

日 程

- 第 1 指定第 1 号 仮議席の指定
第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

日程追加

- 第 1 選挙第 2 号 副議長選挙について
第 2 指定第 2 号 議席の指定
第 3 会議録署名議員の指名
第 4 会期の決定
第 5 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
第 7 選挙第 3 号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
第 8 選挙第 4 号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について
第 9 議案第 77 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
第 10 発議第 10 号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前 9 時 00 分 開会)

◎日程第 1 指定第 1 号 仮議席の指定

○事務局長(山下 健一)開会に先立ちまして、臨時議長をご紹介申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

それでは、年長の山路善己議員をご紹介します。

山路善己議員、議長席へお願いします。

○臨時議長(山路 善己)ただいま、紹介いただきました山路善己でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長が選出されるまでの間、議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、13 名で、定足数に達しております。

したがって、令和元年第 4 回玉城町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長より臨時会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和元年第 4 回の玉城町議会臨時会開催をいただきました。

一言挨拶を申し上げます。去る 9 月 15 日執行の任期満了によるますところの町議会選挙で当選を果たされました皆様のご当選誠におめでとうございます。

ご承知のように、玉城町が昭和 30 年に町政が施行いたしましてから 64 年を迎えております。4 年ほど前まではずっと人口増が進んでおりましたけれども、毎年 50 人ずつほど人口減少にあります。地方も少子化、高齢化が傾向でございますけれども、何とかして先人のみなさん方が努力をいただきましたこの玉城町の住み良さを持続させていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。どうぞ一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げる次第であります。

ご案内のとおり、今日は議会構成を定めていただくということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げて、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長(山路 善己)ただいまからの会議は、議会の構成に関するものでありますので、しばらくの間参与の方は退席願います。暫時休憩します。

(午前 9 時 3 分 休憩)

(参与議場から退席する)

(午前 9 時 4 分 再会)

○臨時議長(山路 善己)再開します。

日程第 1 指定第 1 号 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

◎日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（山路 善己） 日程第2 選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、投票で行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山路 善己）10番 奥川直人君

○10番（奥川 直人）今回初議会の選挙にあたりますので、新人の方もお見えになることですし、特に議長選挙の基本的なお考えについてあれば、一言、こういうかたちで選んでほしいということをお聞きしたいと思います。

○臨時議長（山路 善己）議長選挙について選び方ですか？

議員は知識、そして能力に優れた方、そして議長は、それにかつ行動力と決断力のある方、そして例えばの話ですよ、品格のある方、そして皆に慕われている方、そういった方、要するに人望の厚い方、そういった方が議長に相応しくはないかと思えます。そういったことを考慮して選んでいただければよろしいのではないかと思います。そういったことを考慮して選んでいただければよろしいのではないかと思います。いかがですか。ひとつ補足させていただきます。これは今、議長のことを申し上げましたが、我々議員も同じことです。やはり品格を持ち、そしてまた、町民のみなさんに慕われるようにしっかりと四年間やっていきたいと考えています。

○臨時議長（山路 善己）議長の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（山路 善己）

ただいまの出席議員数は13人です。投票用紙を配ります。

（投票用紙を配布）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「配布漏れなし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検する)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

○事務局長（山下 健一） それでは点呼を行います。

1 番 津田久美子議員、2 番 小林 豊議員、3 番 北 守議員、4 番 福田泰生議員、5 番 谷口和也議員、6 番 中西友子議員、7 番 前川さおり議員、8 番 渡邊昌行議員、9 番 坪井信義議員、10 番 奥川直人議員、12 番 風口 尚議員、13 番 山口和宏議員

(最終 臨時議長 (11 番 山路善己) が投票する)

○臨時議長（山路 善己）投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、開票立会人に 1 番 津田久美子君、2 番 小林 豊君の 2 名を指名します。

1 番 津田久美子さん、2 番 小林 豊さん、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

(開票の結果を議長に報告)

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、これは先程の出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 13 票 無効投票 0 票です。

有効投票のうち、山口 和宏君 8 票、風口 尚君 5 票、 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、山口和宏君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

ただいま、議長に当選されました山口和宏君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人 山口和宏君。

○臨時議長（山路 善己）発言を許します。

(議長 山口和宏 登壇)

○臨時議長（山路 善己）13番 山口 和宏君。

○13番（山口 和宏）皆さん、改めましておはようございます。本日は、役選ということで、議長という重責を改めて皆さんでご信任いただき、議長の席に挙げていただきました。皆さんに心から感謝申し上げる次第でございます。議長にならせていただきましたけれど、議会を引っ張っていくのは私ですが、皆さんで盛り上げていただき、協力していただきひとつの議会を構成していくことが議会推進に向けては大事ななことかと思っておりますので、是非とも皆様方のお力添えをいただき二年間職務を全うさせていただきたいと思っておりますので、二年間よろしく願いいたします。

○臨時議長（山路 善己）これをもって臨時議長の職務は終了しました。

ご協力ありがとうございました。

山口議長、議長席へお着き願います。

暫時休憩します。

(午前 9時 20分 休憩)

(山口 和宏議長 議長席へ)

(午前 9時 21分 再開)

◎追加日程第1 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（山口 和宏）再会いたします。

追加の議事日程は、お手許に配布のとおりです。ご確認ください。

追加日程第1、選挙第2号、「副議長選挙」をこれより行います。

お諮りします。

(議員出席者確認)

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの、出席議員数は13人です。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

念のために申し上げます。投票は単記無記名をお願いします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「配布漏れなし」の声あり)

「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長(山下 健一) それでは点呼いたします。

1番 津田久美子議員、2番 小林 豊議員、3番 北 守議員、4番 福田泰生議員、5番 谷口和也議員、6番 中西友子議員、7番 前川さおり議員、8番 渡邊昌行議員、9番 坪井信義議員、10番 奥川直人議員、11番 山路善己議員
12番 風口 尚議員

(最終、議長(13番 山口 和宏)が投票する)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終ります。

只今から、開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、

開票立会人に、3番 北 守君、4番 福田 泰生君の2名を指名します。

それでは、北 守君と、福田泰生君に開票の立会いをお願いします。

(開 票)

(開票の結果を議長に報告)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票 これは先程の出席議員数に符合するものです。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、津田久美子君 7票、 奥川直人君 6票、以上のとおりです。

この選挙の、法定得票数は、4票です。

したがって、津田久美子君が、副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

ただいま、副議長に当選された、津田久美子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人、津田久美子君。発言を許します。

(副議長 津田久美子 登壇)

○副議長(津田 久美子) ただいま議員の皆様のご推挙により副議長に就任させていただくこととなりました津田久美子でございます。このような大役を拝し、大変身の引き締まる思いでございます。副議長として山口議長をお支えし、公正で公平な、そして円滑な議会運営に努めて参りますとともに、町民の皆様の付託に応える議会でありますよう、また皆様とともに玉城町の発展に誠心誠意努力して参ります所存でございます。今後ともどうかご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたしま

して、副議長の就任のごあいさつとさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

休憩中ではありますが、議事運営についてご協議を願いたいと思いますので、10時から協議会を始めますので、第一委員会室へ御参集願います。

（午前 9 時 36 分 休憩）

（午後 13 時 00 分 再開）

◎追加日程第2 指定第2号 議席の指定

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

追加日程第2 指定第2号 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、お手許に配布しました議席表のとおり指定します。

◎追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番 福田泰生君、2番 渡邊昌行君 の2名を指名します。

◎追加日程第4 会期の決定

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第6 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎追加日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手許に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。

ただいま、選任されました、常任委員会の委員長及び副委員長については、お手許に配布のとおりでありますのでご了承願います。

◎追加日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手許に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。

ただいま、選任されました、議会運営委員会の委員長及び副委員長については、お手許に配布のとおりでありますのでご了承願います。

◎追加日程第7 選挙第3号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙について

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第7 選挙第3号、伊勢広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

伊勢広域環境組合議会議員に、前川さおり議員、山路善己議員を指名します。
お諮りします。

ただいま、指名しました 前川さおり議員、山路善己議員を当選人と定めること
に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、前川さおり議員、山路善己議員が伊勢広域
環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、前川さおり議員、山路善己議員が議場におられます
ので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎追加日程第8 選挙第4号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙について
○議長(山口 和宏) 次に、追加日程第8 選挙第4号、わたらい老人福祉施設組
合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で
行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に 福田泰生議員を指名します。
お諮りします。

ただいま、議長において指名しました、福田泰生議員を当選人と定めることに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、福田泰生議員が、わたらい老人福祉施設
組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、福田泰生議員が議場におられますので、会議規則第
33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

暫時休憩します。

(午後 13 時 08 分 休憩)

○議長（山口 和宏）次は人事案件ですので、奥川議員は退席を願います。

(監査委員に推薦された奥川直人議員 退席)

(午後 13 時 09 分 再開)

◎日程第 9 議案第 77 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山口 和宏）再開いたします。

次に、日程第 9 議案第 77 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
を議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長、辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第 77 号 玉城町監査委員の選任につき同意を求めるこ
とについて提案理由を申し上げます。玉城町監査委員 坪井信義氏の選任期間が令
和元年 9 月 30 日をもって任期満了となりましたことから、新たに、奥川 直人氏
を監査委員として選任致したく地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の
同意を求めるものでございます。なお、坪井信義氏におかれましては、2 年間に
亘り適切な監査を賜りご指導いただきましたことに厚く御礼申し上げる次第でござ
います。提案の監査委員の選任につきまして、何卒よろしくご審議賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）町長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑・討論は、省略することに決定しました。

これから、議案第 77 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、議案第 77 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 13 時 11 分 休憩）

（午後 13 時 12 分 再開）

○議長（山口 和宏）再開いたします。

奥川直人議員 挨拶をお願いします。

（監査委員 奥川直人議員 登壇）

○監査委員（奥川 直人） ただいま、ご選任をいただきました奥川直人でございます。監査委員ということで、玉城町の税金を中心といたしました、全会計の財務状況、また事業の執行状況等への監査を行う大役を仰せつかっております。役職を拝命いただきましたので、全身全霊で取り組む所存でございますので、皆様方のご協力を今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

◎日程第 10 発議第 10 号 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山口 和宏） 次に、日程第 10 発議第 10 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件について、会議規則第 75 条の規定により、お手許に配布しました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもって、本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、令和元年第4回玉城町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたり、町長あいさつを願います。町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一）閉会にあたりあいさつを申し上げます。初議会、今後の議会運営の議会構成を決定いただいたわけであります。議員の皆様方におかれましては、玉城町の町政運営、玉城町のまちづくりに一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

(午後 13 時 15 分 閉会)

地方自治法第 127 条の規定により、下記に署名する。

令和 年 月 日

玉城町議会臨時議長

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員